

すぎとひろば

杉戸町役場 ☎ 0480 (33) 1111
町ホームページ <http://www.town.sugito.lg.jp/> ▲



都市計画法の改正に伴う法第34条第11号・12号区域の見直しについて

頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」を推進するため、市街化調整区域の開発行為などの厳格化を内容とする都市計画法の改正が行われ、令和4年4月1日から施行されることとなりました。このため、町では、令和3年度中に「杉戸町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」で指定する区域（都市計画法第34条第11号・12号区域）の見直しの検討を行います。（区域の大幅な変更は行わない予定です。）

詳細が決まり次第、町ホームページなどでお知らせします。
☎ 建築課 開発建築指導担当 内線345

すぎぴよんカフェ（認知症カフェ）

身近にある「カフェ」のように気軽にお茶を飲みながら、認知症の方やご家族が相談でき、ごく自然に安心して過ごせる「地域の居場所」です。もの忘れが気になる方、認知症の方やご家族、地域にお住まいの方、ケアマネジャーなど専門職のほか、どなたでも自由に立ち寄れる交流の場です。認知症の診断を受けていない方の参加・相談も可能です。どうぞお気軽にお越しください。

日時 8月20日(金) ①10時～10時50分
②11時～11時50分

※3密を避けるため、二部入れ替え制とさせていただきます。
場所 ウエルシア杉戸倉松店 ウエルカフェ
参加費 無料
内容 参加者同士の交流、もの忘れや認知症や健康・介護に関する個別相談。認知症疾患医療センター（久喜すずのき病院）相談員による相談。

定員 ①②とも各4名程度（申込不要ですが、個別相談をご希望の方は事前にご連絡ください。）
※当日は、ご自宅で体温測定をし、マスクを着用してお越しください。
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となる場合があります。
☎ 高齢介護課 地域包括支援センター担当 内線302

ふるさと元気村事前講習会

講習会を一度受講することで、以降「ふるさと元気村（すぎとピア内トレーニング室）」をご利用いただけます。
日時 8月19日、9月16日 毎月第3木曜日
10時～11時30分

場所 ふるさと元気村（すぎとピア内）
対象 町内在住の60歳以上の方
※要支援、要介護認定を受けている方を除く
定員 各月10名（申込順） 費用 無料
申込 電話またはすぎとピア窓口で申込
☎ すぎとピア ☎ (33) 8192

令和3・4年度物品等入札参加資格審査申請追加受付

対象 令和3・4年度物品等入札参加資格審査申請の追加受付を希望する事業者

申請受付期間 8月16日(月)～31日(火)

申請方法 ①町ホームページから「受付シート」をダウンロードし、入力後、電子メールに添付し、財産管理課まで送信
②電子メールを送信後、申請書類を郵送 ※持参では受付しませんので、ご注意ください。

申請書類等 町ホームページ「入札・契約情報」からダウンロード

参加資格有効期間 10月1日～令和5年3月31日
※詳細は、町ホームページにてご確認ください。

提出・問 〒345-8502 杉戸町清地2-9-29
財産管理課 財産管理担当 内線273
☎meibo114642@town.sugito.lg.jp



なかよし広場

お子様の健やかな成長を願い、保護者が安心できる子育てに役立つよう「なかよし広場」を開催します。

対象 町内在住の幼稚園就園前のお子様と保護者
内容 紙芝居、折り紙、ままごと、歌などの活動

その他 ・集団内における子どもたちの関わりの中で、お子様の状況を再認識できます。
・参加した保護者同士で率直にお子様について語り合う場となります。
・町立幼稚園職員に子育ての悩みや不安について相談することができます。

期日	時間	場所
第7回	9月8日(水) 9時～10時	西
第8回	9月9日(木) 10時～11時	中央

※開始時間15分前から受付を開始します。時間内であれば、途中参加も可能です。
※各回の実施内容の詳細につきましては、直接園にお問合せください。

☎ 中央幼稚園 ☎ (34) 2961
西幼稚園 ☎ (33) 3223

水道メーターの取替のご案内

皆さんのご家庭等に設置している水道メーターは、水量の正確性を確保するため、計量法施行令に基づき定期的に交換することになっています。

今年度対象となるご家庭・事業所には、事前に杉戸管工事業協同組合・杉戸町水道指定給水装置工事事業者（身分証明書携行）が確認に伺い、「水道メーター取替作業のお知らせ」をご案内します。

取替期間(日・祝日を除く)
8月検針分(偶数月検診):8月中旬～9月中旬
9月検針分(奇数月検診):9月下旬～10月下旬

簡易的な作業ですので、お客様の立ち会いは不要ですが、留守の場合には敷地内に入り取替作業を行うこととなりますので、ご了承ください。

また、取替作業の際に支障にならないよう水道メーターや止水栓付近に犬等をつないだり、物を置いたりしないようご協力をお願いします。

☎ 上下水道課 水道担当 ☎ (37) 1232

排水設備工事責任技術者共通試験

受験資格 次のいずれかに該当する方（詳しくは受験案内をご参照ください）

- ① 高等学校の土木工学科またはこれに相当する課程を修了して卒業した方
- ② 高等学校を卒業した方で、排水設備工事等の設計または施工に関し、1年以上の実務経験を有する方
- ③ 排水設備工事等の設計または施工に関し、2年以上の実務経験を有する方
- ④ ①～③に準ずる方

試験日 11月28日(日)

試験会場 聖学院大学（上尾市戸崎1-1）

受付期間 8月23日(月)～9月30日(木)【必着】

受験案内配布場所 8月23日(月)より上下水道課窓口

申込方法 郵送（詳細は受験案内を参照）

受験料 10,000円

※新型コロナウイルス感染症の影響により、試験会場を変更もしくは試験を中止する場合があります。その際は、受験者に別途ご連絡します。

☎ 上下水道課 下水道担当 ☎ (37) 1232

若いからまだ大丈夫！？ 国保健診で年に一度の健康チェックを！

国民健康保険に加入している20歳から39歳までの方を対象に健康診査を行います。健康な身体を保つためにも、積極的な受診をお願いします。

対象 昭和57年4月1日～平成14年3月31日生まれの方（対象者には8月中に受診券を送付）

予約申込期間 9月1日(水)～15日(水)（休診日を除く）
※指定医療機関（受診券を参照）に直接予約をしてから受診

健診実施期間 10月1日(金)～11月30日(火)（休診日を除く）
費用 1,000円（医療機関へ支払い）

健診内容 質問票、身体測定、血圧測定、血液検査、尿検査

持ち物（健診当日） 保険証、令和3年度杉戸町国保健診受診券

健診結果は、受診者様本人に対して通知するとともに、杉戸町国民健康保険において保存し、必要に応じて保健指導等に活用しますのでご了承の上、受診をお願いします。

☎ 町民課 国民健康保険担当 内線252・454

道路上に物を置かないでください

道路上に置かれたプランターや、車の出入りのための乗り入れブロック等は、歩行者や自転車などが接触して、思わぬ事故を引き起こす危険性があります。また、道路の排水を妨げ、水溜まり等の発生原因になることもあります。

安全な通行を確保するため、道路上に物を置かないようご協力をお願いします。

☎ 都市施設整備課 管理担当 内線376

第38回 杉戸町文化祭の中止について

例年10月下旬に開催しております「杉戸町文化祭」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とさせていただきます。

☎ 中央公民館 ☎ (34) 6840

重度の障がいがある方への医療費助成制度

重度の障がいがある方の福祉の向上を目的として、病院等で診療を受けた場合の各種医療保険制度による医療費の自己負担分を助成します。助成を受けるにはあらかじめ受給資格の登録が必要です。

対象 下記のいずれかに該当する方（所得・年齢制限あり）

- ①身体障害者手帳1～3級
- ②療育手帳 ㉔、A、B
- ③精神障害者保健福祉手帳1級
- ④65歳以上の方で、後期高齢者医療制度の障がい認定を受けている方（※別途要件あり）

※上記①～③に初めて該当した時の年齢が65歳以上の場合は対象外

医療費の請求方法

① 町が指定した医療機関の場合
医療機関の窓口で、保険証と重度心身障害者医療費受給者証を提示することで、医療費（一部負担金）の支払いが不要となります。

② ①以外の医療機関の場合
医療機関の窓口で医療費を支払い、重度心身障害者医療費請求書に医療機関が発行した領収書を添付し、福祉課へ提出してください。後日、指定された金融機関の口座に振込みます。

※医療費の請求には時効があります。詳しくはお問合せください。

☎ 福祉課 障がい福祉担当 内線267

障害児福祉手当・特別障害者手当

日常生活において特別な費用負担を必要とする在宅の重度の障がいがある方に対し、その特別な負担の軽減を図るための手当制度があります。詳細はご相談ください。

障害児福祉手当

対象 20歳未満であって、重度の障がいにより、日常生活において常時介護を必要とする状態の方

※障がいを支給事由とする年金を受給している方、施設に入所している方を除く

※所得制限あり
特別障害者手当

対象 20歳以上であって、著しい重度の障がいにより、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある方

※施設に入所している方、病院等に3か月以上入院している方を除く

※所得制限あり
☎ 福祉課 障がい福祉担当 内線264

農地を活かし、地域を守る！ 農地パトロールを実施します

農業委員会では①農地利用の確認、②遊休農地の実態把握、③違反転用発生防止を目的に町内の農地パトロールを行います。

現地確認において、遊休農地等を確認した場合、その所有者の方に意向確認などを行います。

【農地を所有・使用している方へ】

農地の適切な管理を怠ると、火災や病虫害の発生原因や、ごみの不法投棄の場所となることが多く、周辺の土地や地域の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。また、固定資産税額が高くなる場合がありますので、適切な維持管理をお願いします。

☎ 農業委員会事務局 内線324

